

但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会 開催要綱

(但馬圏域地域医療構想調整会議)

(開催)

第1条 但馬圏域健康福祉推進協議会(以下「協議会」という。)における協議事項のうち、医療分野に関する特定課題について、関係機関による協議、情報交換等を行うため、同協議会に「医療部会」(以下「部会」という。)を開催する。

また、医療法第30条の14による「協議の場」となる但馬圏域地域医療構想調整会議として開催する。

(協議事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 保健医療計画の見直しに係る圏域調整に関する事。
- (2) 保健医療計画の推進にかかる特定課題に関する事。
- (3) 医療連携体制の構築にかかる特定課題に関する事。
- (4) 救急医療体制の整備にかかる特定課題に関する事。
- (5) その他、医療分野の特定課題に関する事。

(運営)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

2 部会員は、事故その他やむを得ない理由により部会に出席できないときは、あらかじめ但馬県民局長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の中から、協議会会長が指名する。
- 3 部会長に事故があるとき、部会長が欠けたとき又は議事について部会長が特別な利害関係を有するときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議(以下「会議」という。)の開催に係る部会員の招集は但馬県民局長が行う。

2 協議事項等により部会長が必要と認める場合には、他の協議会の部会と合同で開催できる。

(関係者の出席)

第6条 但馬県民局長は、第3条に規定する部会員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等、秘密を要する事項を扱う場合には、非公開とすることができる。

2 前項但し書きの規定により非公開としたときは、部会長は会議においてその旨を宣言するものとする。あらかじめ非公開としたときは、部会長は会議の冒頭でその旨を宣言するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

【 別 表 】

但馬圏域健康福祉推進協議会 医療部会 構成員
 (但馬圏域地域医療構想調整会議)

医師会代表	豊岡市医師会長
	美方郡医師会長
	養父市医師会長
	朝来市医師会長
歯科医師会代表	豊岡市歯科医師会副会長
	美方郡歯科医師会副会長
	南但歯科医師会副会長
薬剤師会代表	但馬薬剤師会長
看護協会代表	兵庫県看護協会但馬支部地区理事
公立病院代表	公立豊岡病院長
	公立八鹿病院長
消防本部代表	豊岡市消防本部消防長
住民代表	但馬ブロック民生委員児童委員連絡会長
医療保険者代表	全国健康保険協会兵庫支部企画グループ長補佐
市町代表	豊岡市健康福祉部長
	養父市健康福祉部長
	朝来市健康福祉部長
	香美町健康課長
	新温泉町健康課長
保健所長	豊岡健康福祉事務所長
	朝来健康福祉事務所長

※当協議会の構成員は上記各団体の職の者で構成する。

なお、改選等により交替があった場合には、その後任が引き続き構成員になるものとする。